別表第一六・〇四項中「

一六〇四・三〇	キャビア及びその代用物	六・四％

」を「

一六〇四・三一	キャビア	六・四％
一六〇四・三二	キャビア代用物	六・四％

」に改める。

別表第一六・〇五項を次のように改める。

一六・〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	
一六〇五・一〇	かに	
	一　気密容器入りのもの	六・五％
	二　その他のもの	九・六％
	シュリンプ及びプローン	
一六〇五・二一	気密容器入りでないもの	
	一　単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	四・八％
	二　その他のもの	六％
一六〇五・二九	その他のもの	
	一　単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	四・八％
	二　その他のもの	六％
一六〇五・三〇	ロブスター	
	一　単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	四・八％
	二　その他のもの	六％
一六〇五・四〇	その他の甲殻類	
	一　えび	
	(一)　単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	四・八％
	(二)　その他のもの	六％
	二　その他のもの	九・六％
	軟体動物	
一六〇五・五一	かき	九・六％
一六〇五・五二	スキャロップ（いたや貝を含む。）	九・六％
一六〇五・五三	い貝	九・六％
一六〇五・五四	いか	一五％
一六〇五・五五	たこ	九・六％
一六〇五・五六	クラム、コックル及びアークシェル	九・六％
一六〇五・五七	あわび	九・六％
一六〇五・五八	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）	九・六％
一六〇五・五九	その他のもの	一五％
	一　いか	九・六％
	二　その他のもの	一二％
	その他の水棲無脊椎動物	
一六〇五・六一	なまこ	一二％
一六〇五・六二	うに	一二％
一六〇五・六三	くらげ	一五％
一六〇五・六九	その他のもの	
	一　うに	一二％
	二　くらげ	一五％
	三　その他のもの	九・六％

別表第一七類の号注1中「第一七〇一・一一号及び第一七〇一・一二号」を「第一七〇一・一二号、第一七〇一・一三号及び第一七〇一・一四号」に改め、同号注に次のように加える。

2　第一七〇一・一三号の物品には、分蜜をすることなく得た甘しや糖で、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで六九度以上九三度未満に相当するもののみを含む。この物品は、糖蜜その他のさとうきびの組成分から成る残留物に取り囲まれたもので、肉眼により判別できない天然の他形の微結晶（不規則な形のものに限る。）のみを有するものである。

別表第一七〇一・一一号を削り、同表第一七〇一・一二号の次に次の二号を加える。

一七〇一・一三	この類の号注2の甘しや糖	一キログラムにつき四一円五〇銭
一七〇一・一四	その他の甘しや糖	
	一　乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで九八・五度未満に相当するもの	一キログラムにつき四一円五〇銭
	二　その他のもの	無税

別表第二〇〇三・二〇号を削り、同表第二〇〇三・九〇号を次のように改める。

二〇〇三・九〇	その他のもの	
	一　トリフ	
	(一)　気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一六％
	(二)　その他のもの	一一・二％
	二　その他のもの	
	(一)　砂糖を加えたもの	二二・四％
	(二)　その他のもの	
	A　気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一六％
	B　その他のもの	一一・二％